

2010.10.18

アメリカの契約相手との契約の仕組み（2） —注意すべき契約の特別な条項（アメリカ編～Vol.3）

皆さん、近頃、金融機関との契約や、M&Aで「表明と保証」という見慣れない条項をご覧になることが、ないですか。これらは、アメリカ法から、ある意味輸入された、契約の条項で、本来日本法にはない概念です。それでも、米国企業との契約では重要な役割を果たすことから、日本の契約にも取り入れられるようになりました。すでにこの表明保証に違反すれば、賠償義務が発生するとした判例（東京地裁平成18年1月17日、判例タイムズ1230号206頁）まで現れました。このように日本の契約においても重要な条項ですので、今回は、これを中心に見、その後、国際契約では必ず、定めが必要となる準拠法などについて見ていきましょう。

1. 表明と保証 (Representations and Warranties)

(1) 日本法では、契約の内容に何か問題が生じた場合、それについては民法や商法といった成文法に従って判断されるため、「表明保証」という概念はもともとありませんでした。しかし、コモン・ローの体系下の国では、不文法であることから、契約に何か問題が生じた場合に備え、その場合の処理につき契約の中であらかじめ取り決めておくことが必要となります。そこで、「表明保証」という概念が生まれたのです。

(2) 「表明保証」について、判例法理によると、「Express Warranties」（明示の保証）と「Implied Warranties」（黙示の保証）というものが認められています。

ここで、アメリカがコモン・ローの体系下の国で判例法理に従うといっても、問題となることの多い一定の状況については、統一的な法典のフォームが作成されています。「Uniform of Commercial Code」（UCC）がその一つであり、多くの州がこれを採択して州法典としています。

UCCの第2条が売買について定めており、明示の保証については、第2条の313により保証の対象が規定されています。

(3) 「表明保証」を定めた場合には、「Indemnity Clause」（補償条項）を定める必要があります。これは、表明保証の違反があった場合に、相手方にどのようなことをしてもらえるのかを定めたものです。その条項において、「indemnify, defend and hold harmless」（費用を補償し、訴訟等の中で防御し、害を被らないようにする）ということが規定されます。補償は、英米法では、損害賠償ではないとされており、この補償条項がないと表明保証を定めても意味がないこととなるので、補償条項を定めることは非常に重要です。

(4) 逆に、この表明保証の責任から免れるにはどうしたらよいでしょうか。

例えば売買契約において、商品の品質等については、売主によって一定の品質を有することにつき黙示の保証がされていると解釈されます。売主が、そのような保証をしていないと主張するためには、そのことを明示的に定めておく必要があります。それが、「Disclaimer」(免責)という条項です。その条項では、ここで定めた明示の保証以外は何も保証しないということが定められます。

免責条項は、大文字で書かれることが慣習となっています。大文字で書かれることによって、契約書を見たときに当該条項に注意を払うことができるためです。

2. 準拠法 (Governing Law)

アメリカに限らず、国際契約においては、準拠法について必ず定めておかなければいけません。アメリカの当事者との契約では、「アメリカ法」ではなく、どこの州法を準拠法とするかが問題となります。相手は自分の事業の拠点のある州法を選択しますが、カリフォルニア州法は労働法分野でやや特殊な部分があります。またルイジアナ州法は大陸法系であるため他の州法と比べかなり特殊ですので、こちらには反対すると、まず認めてもらえます。日本の会社は、準拠法として、事例も豊富で予測可能性の高いニューヨーク州法を選択することが多いように思われます。ただ、アメリカでの契約で日本法を準拠法とすることはほとんど経験していません。

3. 紛争解決方法 (Dispute Resolution)

紛争解決の手段としては、仲裁機関を利用する方法と訴訟のいずれかを選択することとなります。かつてのアメリカの契約では、仲裁条項が定められている場合がほとんどでした。しかし、現在では、「American Arbitration Association」(AAA)を利用する方法は、手続きに時間がかかるため、長くアメリカ国内にいる当事者以外にはあまり選択されません。「International Chamber of Commerce」(ICC)を利用する方法についても、アメリカでの認知度が高いとはいえ、あまり選択されることはありません。最近では、契約の中で「Jurisdiction」(管轄)についての合意をした上、紛争解決手段として訴訟を選ぶというのが主流となっているように思います。管轄についての合意は、アメリカでも基本的に有効と考えられています。

筆者：弁護士 苗村博子

(苗村法律事務所所長、1987年弁護士登録)